

一般財団法人広島市都市整備公社会計規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）の会計及び財務に関する事務（以下「会計事務」という。）を正確迅速に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 公社の会計事務に関する事項の処理は、法令、定款その他特別に定めのある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(会計基準)

第3条 公社の会計事務については、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会作成）を適用するものとする。

(会計年度)

第4条 公社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(出納命令役等)

第5条 公社の収入及び支出の命令並びに現金、有価証券及び物品の出納保管をするため、出納命令役を置く。

- 2 出納命令役の命ずるところにより現金、有価証券及び物品の出納保管その他会計事務を処理するため、出納員を置く。
- 3 出納命令役を代理させるため代理出納命令役、出納員を代理させるため代理出納員を置く。
- 4 前3項に定める出納命令役、出納員、代理出納命令役及び代理出納員は、理事長が別に定める。
- 5 理事長は、出納命令役をしてその事務の一部を出納員に委任させることができる。
- 6 理事長は、必要に応じて出納員の事務の一部を分任させるため、分任出納員を置くことができる。

(伝票類の送付等)

第6条 伝票類は、送付簿により出納命令役に送付しなければならない。

- 2 伝票類を出納命令役に送付するときは、支出伝票にあつては支出負担行為に必要とした書類その他関係書類を併せて送付しなければならない。

第6条の2 出納命令役は伝票類が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を告げ、担当課長に返付しなければならない。

- (1) 伝票類が所定の様式でないとき
- (2) 伝票類の内容に過誤があるとき、又は計算の基礎が明確でないとき
- (3) 支出負担行為が法令、予算、契約等に違反しているとき
- (4) 支出負担行為に係る債務が確定していることの確認ができないとき
- (5) その他支出の根拠が明確でないとき

(会計書類の保存及び処分)

第7条 公社の会計に関する書類の保存及び処分について必要な事項は、理事長が別に定める。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第8条 公社の勘定科目は、理事長が別に定める。

(帳簿組織)

第9条 取引の全体を記録整理するため、主要簿、補助簿及びその他の必要な帳簿を備え、所要の事項を整然かつ明確に記録しなければならない。

(会計伝票)

第10条 公社の会計伝票（以下「伝票」という。）は、次のとおりとする。

(1) 収入伝票

(2) 支出伝票

(3) 振替伝票

(伝票の発行)

第11条 伝票は、取引の発生の事実に基づいて発行するものとし、取引が正当で計算が正確であることの証ひょう書類を添付しなければならない。

2 伝票は、取引1件ごとに1伝票とする。ただし、同一目的のものについては、この限りでない。

第3章 予算及び決算

(予 算)

第12条 公社の予算は、次の各号に掲げる事項から成るものとし、的確な事業計画及び資金計画に基づいて編成するものとする。

(1) 収支予算

(2) 債務負担行為

2 定款第8条に規定する収支予算書の様式は、理事長が別に定める。

(収支予算)

第12条の2 収支予算は、損益取引と損益外取引に大別するものとする。

2 損益取引には、一会計年度において見込まれる正味財産を増減させる収入又は支出を計上しなければならない。

3 損益外取引には、前項に規定するものを除くほか、一会計年度において見込まれる財産（棚卸資産、学校施設、固定資産及び借入金をいう。）を増減させる収入又は支出を計上しなければならない。

(債務負担行為)

第12条の3 収支予算の金額の範囲内におけるものを除くほか、公社が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(長期継続契約)

第12条の4 前条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他理事長が定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(予算の補正)

第13条 予算の議決後生じた理由により必要があるときは、既定予算の補正を行うことができる。

(予算の流用)

第14条 予算に定めた款及び項の金額は、相互に流用することはできない。

2 理事長は、必要があるときは、予算に定めた支出予算の目又は節間の流用をすることができる。

(予備費の充当)

第15条 理事長は、予算外の支出又は予算を超過する支出にあてるため、予備費を充当することができる。

(予算の執行)

第15条の2 公社の収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。

2 支出は、予算を超過して行うことはできない。ただし、現金が減少しない支出については、この限りでない。

(支出負担行為同)

第16条 支出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為同により決裁を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、支出伝票により決裁を受けたものとみなす。

- (1) 報酬、給与、福利厚生費、賃金及び退職給付引当資産取得支出
- (2) 電気、水道、ガス、電話、テレビ等の使用料で経常的かつ定期的に支払を要するもの
- (3) 火災保険料及び自動車等の保険料
- (4) 後納郵便料及び後納電報料
- (5) 公租公課に要する経費
- (6) 借入金の償還及び利息の支払
- (7) 口座振替に係る手数料

(月例報告)

第17条 出納命令役は、毎月末日をもって会計記録を整理し、翌月20日までに収支の状況を理事長に報告しなければならない。

(決算の整理)

第18条 出納命令役は、毎会計年度末日をもって決算書類を作成し、すみやかに理事長に報告しなければならない。

第4章 資 産

(資産の区分)

第19条 資産は、流動資産及び固定資産に区分する。

(流動資産)

第20条 流動資産は、現金、預貯金、未収金、預託金、仮払金及びその他これに準ずるもの並びに1年を超えて有しない資産をいう。

(固定資産)

第21条 固定資産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分する。

2 特定資産は、特定の目的のために有する預貯金、有価証券等をいう。

3 その他固定資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

(1) 土地並びに耐用年数1年以上で取得価額10万円以上の建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具及び器具備品

(2) 特許権、借地権、営業権、電話加入権その他これらに準ずるもの

第5章 金 銭

(金銭の定義)

第22条 この規則において金銭とは、現金、預貯金、小切手その他随時に通貨と引替えることができる証書をいう。

(金融機関等との取引)

第23条 金銭の出納及び保管をするため、金融機関等との取引を開始又は廃止するときは、出納命令役の承認を得なければならない。

(金銭の保管)

第24条 出納員は、金銭を金融機関等へ預貯金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(請求の原則)

第25条 支出は、債権者の提出した請求書に基づいて行わなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

(1) 給与、報償費等であらかじめ支払金額の決定しているもの

(2) 官公署の発行した納付書等によるもの

(3) その他理事長が請求書を要しないと認めたもの

(支払の相手方)

第26条 支払は、債権者以外の者に対して行うことはできない。ただし、代理又は承継を証明する書類を提出した場合は、債権者の代理人又は承継人に支払うことができる。

(支払の方法)

第27条 金銭の支払は、口座振替によるものとする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

(領収証書の徴収)

第28条 金銭の支払にあたっては、債権者の領収証書を徴収しなければならない。ただし、

金融機関で振込によって支払をしたときは、当該金融機関の領収証書又は当該金融機関から電子通信回線を通じて得られる振込明細書をもって代えることができる。

第6章 物 品

(物品の定義)

第29条 この規則において物品とは、公社の所有に属する動産で金銭、有価証券及び文書を除いた動産をいう。

(物品の区分)

第30条 物品の区分は次のとおりとする。

(1) 固定資産（耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものに限る。）

ア 機械及び装置

イ 船舶

ウ 車両及び運搬具

エ 器具備品

(2) 消耗備品

(3) 原材料

(4) 消耗品

第7章 契 約

(契 約)

第31条 売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 雑 則

(委 任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 財団法人広島市都市整備公社会計規則（昭和50年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、議決の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。